

第115期 決算公告

平成20年6月28日



貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額	
(資産の部)			(負債の部)			
現 金	預 け	18,676	預 金		1,062,974	
現預金		13,502	当座預金		26,874	
		5,174	普通預金		334,397	
コ ー	ル	38,101	貯蓄預金		28,152	
買入	金	35	通知預金		2,056	
商	有	354	定期預金		657,027	
商	品	334	定期積金		4,432	
商	品	20	その他の預金		10,033	
金	銭	6,473	譲渡性の預金		24,750	
有	価	238,645	コ ー	ル	マ ー	
国	債	76,863	借 入	用 金	500	
地	債	32,995	借 入	金	4,961	
社	債	49,840	外 国	為 替	31	
株	式	24,219	売 渡	外 国	為 替	
そ	の	54,726	そ の	他	負 債	
貸	出	850,292	未 払	法 人 税	等	
割	引	15,842	未 払	費 用	益	
手	形	155,151	前 受	収 入	金	
証	書	613,742	給 付	補 て ん 備	金	
当	座	65,555	金 融	派 生	商 品	
外 国	為 替	1,951	そ の	他	の 負 債	
外 国	他 店	1,046	役 員	賞 与	引 当 金	
買 入	外 国	268	退 職	給 付	引 当 金	
取 立	外 国	635	役 員	退 職	慰 勞 引 当 金	
そ の	他	4,619	預 金	払 戻	損 失 引 当 金	
前 払	費	301	偶 発	損 失	引 当 金	
未 収	収	1,348	再 評 価	に 係 る	繰 延 税 金 負 債	
金 融	派 生	377	支 払	承 諾		
そ の	他	2,590	負債の部合計			1,110,677
有 形	固 定	13,781	(純資産の部)			
建 物		4,888	資 本	本 金	11,036	
土 地		8,022	資 本	剰 余 金	9,528	
建 設	仮 勘 定	20	資 本	準 備 金	9,514	
そ の	他	850	そ の	他	資 本 剰 余 金	
無 形	固 定	936	利 益	剰 余 金	45,571	
ソ フ ト ウ ェ ア		871	利 益	準 備 金	2,280	
そ の	他	64	そ の	他	利 益 剰 余 金	
繰 延	税 金	9,606	別 途	積 立 金	42,638	
支 払	承 諾	8,151	繰 越	利 益 剰 余 金	652	
貸 倒	引 当 金	△15,172	自 己	株 式	△170	
資産の部合計			株主資本合計			65,965
			その他有価証券評価差額金			△1,473
			繰延ヘッジ損益			△0
			土地再評価差額金			1,284
			評価・換算差額等合計			△189
			純資産の部合計			65,775
資産の部合計			負債及び純資産の部合計			1,176,453

損益計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収入	32,598
資金運用収入	26,374
貸出金利息	21,618
有価証券利息	4,347
コールポート	235
預け金	19
その他の受入	152
役務取引等収入	2,425
受入為替手数料	819
その他の役務収入	1,606
その他の業務収入	2,771
商品有価証券売買	8
国債等債権売却	2,762
その他の経常収入	1,027
株式等売却	606
その他の経常収入	420
経常費用	31,032
資金調達費用	3,762
預渡性預金利息	3,141
コールマネー利息	171
借入金利息	88
リースワップ支払利息	138
その他の支払利息	0
役務取引等費用	220
支払為替手数料	1,767
その他の役務費用	170
その他の業務費用	1,597
外国為替売却買損	3,939
外国債等債権売却	63
国債等債権償却	2,099
金融派生商品費用	1,554
営業経常費用	221
その他の経常費用	14,008
貸倒引当金繰入額	7,554
貸出金償却	3,435
株式等売却損	3,046
株式等償却	63
金銭の信託運用損	50
その他の経常費用	484
特別利益	473
特別損失	1,566
固定資産処分益	406
固定資産処分損失	2
減損損失	404
特別損失	56
減損損失	206
税金引当	1,710
法人税、住民税及び事業税	2,495
法人税等調整額	Δ1,292
当期純利益	506

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	7年～50年
動 産	3年～20年

（会計方針の変更）

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ29百万円減少しております。

（追加情報）

当期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ31百万円減少しております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,405百万円であります。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

- (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、前払年金費用 1,133 百万円は「その他の資産」に含めて表示しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|--|
| 過去勤務債務 | その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5 年）による定額法により損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から損益処理 |
- (4) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当期末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (5) 預金払戻損失引当金
預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。
- (6) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。
- (追加情報)
平成 19 年 10 月 1 日に信用保証協会との責任共有制度が開始されたことに伴い、当期より、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を偶発損失引当金として計上しております。これにより、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 23 百万円減少しております。
7. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法
- (1) 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下、「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
- なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を実施しております。
- (2) 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
9. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

会計方針の変更

（金融商品に関する会計基準）

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成 19 年 6 月 15 日付及び同 7 月 4 日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 106 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 3,634 百万円、延滞債権額は 33,533 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 322 百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 6,034 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 43,524 百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 16,111 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 9,043 百万円
担保資産に対応する債務
借入金(日本銀行借入の為) - 百万円
上記のほか、為替決済、公金事務取扱等の取引の担保として、有価証券 27,631 百万円を差し入れております。
また、その他の資産のうち保証金は 312 百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、131,086 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 126,279 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日
平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格で(自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って)再評価しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 Δ 2,692 百万円
10. 有形固定資産の減価償却累計額 11,818 百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 136 百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 4,500 百万円が含まれております。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は 1,724 百万円であります。
14. 1株当たりの純資産額 851 円 99 銭
15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、現金自動預払機等の業務用機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
16. 関係会社に対する金銭債権総額 2,402 百万円
17. 関係会社に対する金銭債務総額 516 百万円

18. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

19. 単体自己資本比率 9.44%

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	41 百万円
役員取引等に係る収益総額	7 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	— 百万円
その他の取引に係る収益総額	— 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	1 百万円
役員取引等に係る費用総額	495 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	— 百万円
その他の取引に係る費用総額	— 百万円

2. 「その他の経常費用」には、預金払戻損失引当金繰入額 110 百万円を含んでおります。

3. 当期において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	金額
稼働資産	営業用店舗	香川県内	189 百万円
遊休資産	土地	徳島県内	16 百万円

営業用店舗については、営業店（または各グループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（または各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。

当期において、営業用店舗のうち、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（206 百万円）として特別損失に計上しております。その内訳は、土地 149 百万円、建物 34 百万円及びその他の有形固定資産 22 百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及びその他の有形固定資産については「不動産鑑定評価基準」に基づき評価しております。

4. 1株当たり当期純利益金額 6円56銭

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	354	3

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	—	—	—	—	—
地方債	5,731	5,813	81	81	0
社債	7,342	7,342	△0	72	73
その他	8,172	7,805	△366	5	372
合計	21,247	20,961	△285	159	445

(注) 1. 時価は、当期末における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	21,360	21,329	△30	2,851	2,882
債券	142,455	143,193	737	1,757	1,020
国債	76,665	76,863	197	1,041	843
地方債	26,985	27,263	278	346	68
社債	38,804	39,066	261	369	107
その他	49,734	46,554	△3,180	185	3,365
合計	213,550	211,077	△2,473	4,795	7,268

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 上記の評価差額に繰延税金資産 1,000 百万円を加えた額△1,473 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

4. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当期における減損処理額は、1,605 百万円（うち、株式 50 百万円、債券 1,554 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末の時価が取得原価に比べて 50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上 50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

4. 当期中に売却したその他有価証券（自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	47,103	3,369	2,163

5. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成 20 年 3 月 31 日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
私募社債	1,650
子会社・子法人等株式	106
その他有価証券	
非上場株式	2,783
私募社債	1,781
信託受益権	35

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成 20 年 3 月 31 日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	14,367	83,157	44,145	18,029
国債	1,996	42,267	14,569	18,029
地方債	1,291	9,460	22,242	—
社債	11,078	31,428	7,333	—
その他	10,233	19,650	5,916	2,444
合計	24,601	102,807	50,062	20,473

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成 20 年 3 月 31 日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	当期の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	6,473	△94

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成 20 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 20 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主なる原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	8,071 百万円
減価償却費損金算入限度額超過額	654
未払事業税	107
有価証券評価損損金不算入額	845
その他有価証券評価差額金	1,000
その他	651
繰延税金資産小計	11,330
評価性引当額	△1,640
繰延税金資産合計	9,690
繰延税金負債	
退職給付関係	△83
繰延税金負債合計	△83
繰延税金資産の純額	9,606

連結財務諸表の作成方針

- (1) 連結の範囲に関する事項
 ①連結される子会社及び子法人等 4社
 会社名
 株式会社徳銀ビジネスサービス
 株式会社徳銀ソフト
 株式会社徳銀ジェーシービー
 株式会社徳銀キャピタル
 ②非連結の子会社及び子法人等
 該当ありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項
 該当ありません。
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
 3月末日 4社
- (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- (5) のれん及び負ののれんの償却に関する事項
 該当ありません。

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	18,677	預金	1,062,481
コールローン及び買入手形	38,101	譲渡性預金	24,750
買入金銭債権	35	コールマネー及び売渡手形	500
商品有価証券	354	借入金	5,201
金銭の信託	6,473	外国為替	31
有価証券	240,449	その他負債	7,972
貸出金	848,747	役員賞与引当金	42
外国為替	1,951	退職給付引当金	64
その他資産	5,829	役員退職慰労引当金	336
有形固定資産	13,783	預金払戻損失引当金	127
建物	4,888	偶発損失引当金	23
土地	8,022	繰延税金負債	16
建設仮勘定	20	再評価に係る繰延税金負債	1,265
その他の有形固定資産	852	支払承諾	8,151
無形固定資産	936	負債の部合計	1,110,966
ソフトウエア	871	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	65	資本金	11,036
繰延税金資産	9,634	資本剰余金	9,533
支払承諾見返	8,151	利益剰余金	46,012
貸倒引当金	△15,286	自己株式	△170
投資損失引当金	△24	株主資本合計	66,411
資産の部合計	1,177,816	その他有価証券評価差額金	△1,466
		繰延ヘッジ損益	△0
		土地再評価差額金	1,284
		評価・換算差額等合計	△183
		少数株主持分	622
		純資産の部合計	66,850
		負債及び純資産の部合計	1,177,816

連結損益計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	33,081
資金運用収益	26,631
貸出金利	21,729
有価証券利息配当金	4,490
コールローン利息及び買入手形利息	235
預け金利息	19
その他の受入利息	155
役務取引等収益	2,648
その他の業務収益	2,771
その他の経常収益	1,030
経常費用	31,366
資金調達費用	3,764
預金利息	3,140
譲渡性預金利息	171
コールマネー利息及び売渡手形利息	88
借入金利息	141
その他の支払利息	221
役務取引等費用	1,762
その他の業務費用	3,939
その他の経常費用	14,291
貸倒引当金繰入額	3,454
その他の経常費用	4,154
経常利益	1,714
特別利益	421
固定資産処分益	2
償却資産の取立	404
その他の特別利益	15
特別損失	263
固定資産処分損失	56
減損損失	206
税金等調整前当期純利益	1,873
法人税、住民税及び事業税	2,516
法人税等調整額	△1,270
少数株主利益	51
当期純利益	574

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	7年～50年
動 産	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。
（会計方針の変更）
平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ29百万円減少しております。
（追加情報）
当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ31百万円減少しております。
 - ② 無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,405百万円であります。
連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
- (6) 投資損失引当金の計上基準
投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
- (7) 役員賞与引当金の計上基準
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

- (8) 退職給付引当金の計上基準
 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、前払年金費用 1,133 百万円は「その他資産」に含めて表示しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|---|
| 過去勤務債務 | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5 年）による定額法により
損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5 年）による
定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理 |
- (9) 役員退職慰労引当金の計上基準
 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (10) 預金払戻損失引当金の計上基準
 預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。
- (11) 偶発損失引当金の計上基準
 偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。
 (追加情報)
 平成 19 年 10 月 1 日に信用保証協会との責任共有制度が開始されたことに伴い、当連結会計年度より、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を偶発損失引当金として計上しております。これにより、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ 23 百万円減少しております。
- (12) 外貨建資産・負債の換算基準
 当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は該当ありません。
- (13) リース取引の処理方法
 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- (14) 重要なヘッジ会計の方法
 (イ) 金利リスク・ヘッジ
 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下、「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
 なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を実施しております。
- (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ
 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- (15) 消費税等の会計処理
 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成 19 年 6 月 15 日付及び同 7 月 4 日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は3,635百万円、延滞債権額は33,560百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は322百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,054百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は43,572百万円であります。
なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は16,111百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 9,043百万円
担保資産に対応する債務
借入金(日本銀行借入の為) - 百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券27,631百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は325百万円であります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、149,744百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が144,937百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日
平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格で(自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って)再評価しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 $\Delta 2,692$ 百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 11,826百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 136百万円
- 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金4,500百万円が含まれております。
- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,796百万円であります。
- 1株当たりの純資産額 857円85銭
- 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、現金自動預払機等の業務用機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

15. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△4,259 百万円
年金資産（時価）	3,645
未積立退職給付債務	△613
会計基準変更時差異の未処理額	—
未認識数理計算上の差異	1,711
未認識過去勤務債務（債務の減額）	△28
連結貸借対照表計上額の純額	1,068
前払年金費用	1,133
退職給付引当金	△64

16. 連結自己資本比率 9.55%

（連結損益計算書関係）

- 「その他の経常費用」には、貸出金償却 3,075 百万円、金銭の信託運用損 484 百万円、預金払戻損失引当金繰入額 110 百万円及び株式等償却 50 百万円を含んでおります。
- 当連結会計年度において、当行は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	金額
稼働資産	営業用店舗	香川県内	189 百万円
遊休資産	土地	徳島県内	16 百万円

当行は、営業用店舗については、営業店（または各グループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（または各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。また、連結される子会社及び子法人等は、各社をグルーピングの単位としております。

当連結会計年度において、営業用店舗のうち、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減額を減損損失（206 百万円）として特別損失に計上しております。その内訳は、土地 149 百万円、建物 34 百万円及びその他の有形固定資産 22 百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及びその他の有形固定資産については「不動産鑑定評価基準」に基づき評価しております。

- 1株当たり当期純利益金額 7円44銭

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	354	3

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
国債	—	—	—	—	—
地方債	5,731	5,813	81	81	0
社債	7,342	7,342	△0	72	73
その他	8,172	7,805	△366	5	372
合計	21,247	20,961	△285	159	445

（注）1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表 計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
株式	21,488	21,535	46	2,929	2,882
債券	142,455	143,193	737	1,757	1,020
国債	76,665	76,863	197	1,041	843
地方債	26,985	27,263	278	346	68
社債	38,804	39,066	261	369	107
その他	49,734	46,554	△3,180	185	3,365
合計	213,678	211,282	△2,396	4,872	7,268

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. 上記の評価差額に繰延税金資産 1,000 百万円を加え、繰延税金負債 32 百万円を差し引いた額△1,428 百万円のうち少数株主持分相当額38百万円を控除した額△1,466百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
4. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、1,605 百万円（うち、株式 50 百万円、債券 1,554 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結会計年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	47,104	3,369	2,163

5. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成 20 年 3 月 31 日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券 私 募 社 債	1,650
その他有価証券 非 上 場 株 式 私 募 社 債	4,248 2,021
信 託 受 益 権	35

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成 20 年 3 月 31 日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債 券	14,447	83,287	44,175	18,029
国 債	1,996	42,267	14,569	18,029
地 方 債	1,291	9,460	22,242	—
社 債	11,158	31,558	7,363	—
そ の 他	10,233	19,650	5,916	2,444
合 計	24,681	102,937	50,092	20,473

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成 20 年 3 月 31 日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	6,473	△94

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成 20 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 20 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

以 上